

第 4 3 号議案

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

国民健康保険の保険料率等を改める必要がある。

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

中野区国民健康保険条例（昭和34年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の7.47」を「100分の7.45」に改め、同条第2号中「37,800円」を「37,500円」に改める。

第15条の8中「610,000円」を「630,000円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.30」を「100分の2.29」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.72」を「100分の1.86」に、「100分の52」を「100分の53」に改め、同条第2号中「15,300円」を「15,900円」に、「100分の48」を「100分の47」に改める。

第16条の5中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第19条の2中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第1号ア中「26,460円」を「26,250円」に改め、同号ウ中「10,710円」を「11,130円」に改め、同条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同号ア中「18,900円」を「18,750円」に改め、同号ウ中「7,650円」を「7,950円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改め、同号ア中「7,560円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「3,060円」を「3,180円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の5及び第19条の2の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。